

令和2年10月7日  
港 湾 局  
環 境 局

## 東京港大井ふ頭及び青海ふ頭において確認された「ヒアリ」について

令和2年10月2日（金）及び10月6日（火）に東京港大井ふ頭及び青海ふ頭で確認されたアリについて、専門家による種の同定の結果、特定外来生物ヒアリ（*Solenopsis invicta*）と確認されましたので、お知らせします。

当該アリは、環境省が実施する東京港大井ふ頭及び青海ふ頭での調査において確認されたものです。

平成29年6月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和2年10月7日（水）現在で16都道府県、計62事例です。

### 1 経緯

10/2 環境省が実施する東京港大井ふ頭内での調査において、調査事業者がコンテナヤードの舗装面にヒアリと疑わしいアリ500個体程度及び土中への出入りを確認。環境省が専門家に同定を依頼。調査事業者が確認箇所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置。

10/6 環境省が実施する東京港青海ふ頭内での調査において、調査事業者がコンテナヤードの舗装面にヒアリと疑わしいアリ200個体程度及び土中への出入りを確認。環境省が専門家に同定を依頼。

環境省と東京都が大井ふ頭及び青海ふ頭において現地調査を実施。大井ふ頭においては追加で幼虫及びサナギを確認。

専門家が大井ふ頭及び青海ふ頭で確認されたアリについて、ヒアリであることを確認。

### 2 今回確認されたアリについて

大井ふ頭で確認されたアリは、ヒアリの働きアリ約500個体、幼虫、サナギです。  
青海ふ頭で確認されたアリは、ヒアリの働きアリ約200個体です。

### 3 都の対応状況

(1) 引き続き、発見場所において目視やトラップによる調査及び薬剤による防除を、環境省と協力して実施します。

(2) 国、地元区及び港湾事業者で構成する「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」を通じて迅速に情報共有を図ります。

(3) 普及啓発・注意喚起等

- ・ 東京港内の港湾施設利用者及び地元区への周知
- ・ 発見場所から半径2キロメートル圏内の海上公園に注意喚起の看板を設置
- ・ 都ホームページにヒアリ等による被害の予防方法等の情報を掲載
- ・ 港湾局・環境局SNSでの注意喚起

#### 4 都民の皆様へのお知らせ

- ・ 大井ふ頭及び青海ふ頭内で確認されたヒアリは、これまでに都内の住宅地等においては発見されておらず、ふ頭内で発見されたヒアリについては、現在駆除を行っております。
- ・ ヒアリは攻撃性が強く、刺された場合、激しい痛みを伴い、水泡状に腫れるなど人体にとって危険な生物です。もし、発見した場合には素手で捕まえたり、触らないように注意し、お住まいの区市町村や東京都環境局（下記参照）までご連絡ください。
- ・ ヒアリに関する詳しい情報については、以下のサイトに記載していますのでご参照ください。

「ストップ・ザ・ヒアリ 改訂版」（環境省資料）

<http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/20190314hiari.pdf>

「気をつけて！危険な外来生物」（東京都環境局特設サイト）

[http://gairaisyu.tokyo/species/danger\\_15.html](http://gairaisyu.tokyo/species/danger_15.html)

- ・ 環境省ヒアリ相談ダイヤルを毎日開設しています（12月29日～1月3日は除く）。  
0570-046-110（IP電話の場合:06-7634-7300）AM9:00～PM5:00

#### 【問合せ先】

- ・ 港湾施設における対応に関すること

港湾局港湾経営部経営課

電話 03-5320-5553

- ・ 特定外来生物一般に関すること

環境局自然環境部計画課

電話 03-5388-3548